

■保育園の入園調整について

清須市の保育園等の入園調整については、保育園等の利用が必要な理由（就労など）によって下記の指数表に基づいて指数化し、優先順位を決定して調整しております。近年、保護者の就労環境などの変化などにより入園調整に時間を要する状況であることから、実情に沿った指数の見直しを含めた検討を予定しております。

【現行の指数表】

保育園入園基準指数表

番号	区分	保護者の状況(同居の親族、その他の者が児童の保育にあてられない場合)		入園指数	
1	居宅外勤労	外勤	正規 (育休明含)	週5日以上1日8時間の就労(週40時間)	10
				時短勤務を修得中等の理由により勤務が1日8時間に満たない	9
			非常勤 (派遣社員) (契約社員) (パート)	週5日以上1日8時間の就労(週40時間)	9
				週5日以上1日7時間の就労(週35時間)	8
				週5日以上1日6時間の就労(週30時間)	7
				週5日以上1日3時間～6時間以下の就労	6
		農業	中心者	農地50アール以上 畑3アール以上	5
				農地30アール以上50アール未満 畑3アール未満	4
				農地10アール以上30アール未満	3
			協力者	中心者に準ずる指数から調整	-1
2	居宅外勤労 ・ 居宅内勤労	自営	中心者	週5日以上1日8時間以上の就労	10
			協力者	週5日以上1日7時間以上の就労	6
				週5日以上1日5時間以上の就労	5
			事業所が居宅内の場合は上記指数から調整	1/2	
		父母同一の事業所で就労している場合	-2		
1・2どちらかに該当する場合		内職	3歳児以上に限る	5	
			就業予定者 事業開始予定者	1・2に準ずる指数 上記指数から調整	() -1
		証明及び勤務している事業所の事業主が保護者の親族に当たる場合	-2		
3	出産	出産の前後で、保育が出来ない場合(産前3ヶ月産後2ヶ月)		8	
4	疾病・負傷 (本人)	疾病	入院	1ヶ月以上を要する場合	10
				1ヶ月以上の常時病臥	10
			居宅内	精神性(3級以上)、感染性疾患	10
		一般療養		5	
		心身障害者	身体障害手帳1・2級 療育手帳A判定 要介護4級・5級	10	
			身体障害手帳3・4級 療育手帳B判定 要介護3級	7	
身体障害手帳4級未満 療育手帳C判定 要介護1・2級	5				
5	介護	病院	1月以上の入院付添い	7	
			施設等付添い	週5日以上付添い	10
		週3日以下の付添い		5	
		自宅療養	重度障害者(障害者手帳1・2級)寝たきり老人の全介護	10	
			上記以外の場合	5	
6	就学	昼間5時間以上、月60時間以上の就学・技能習得のため保育にあてられない場合		6	
7	求職中	就職活動中		1	

※就労、就学は休憩時間も含む

調整指数	特例事由	指数
	児童福祉の観点から、特に保育に欠ける緊急度が高いと判断した場合	※
	災害の復旧にあたっている場合	※
	母子・父子家庭、生活保護世帯	+5
	単身赴任等により父母が別居している場合	+3
	父・母いずれかが市内認可施設の保育士等で7時間以上勤務※	+3
	父・母いずれかが市内認可施設の保育士等で4時間以上7時間未満※	+2
	兄弟がすでに入所している (H31年度兄弟が 5・4・3・2・1歳)	+2
	小規模保育事業等の卒園児(3歳児以上)	+2
	保育料の滞納が3ヶ月以上となっている世帯(兄弟姉妹卒園児含)	-5
	祖父母が同じ敷地内に住居を構え、65歳未満で仕事していない場合	-2

※モ・ヤについては、内容に応じて優先順位を決定する

※ラ・リの保育士等とは保育士、幼稚園教諭、保育教諭とする

アイ
ウ
エ
オ
カ
キ
ク
ケ
コ
サ
シ
ス
セ
ソ
タ
チ

ツ
テ
ト
ナ
ニ
ヌ
ネ
ノ
ハ
ヒ
フ
ヘ
ホ
マ
ミ
ム
メ

モ
ヤ
ユ
ヨ
ラ
リ
ル
レ
ロ
ワ

【現行の指数の計算方法及び優先順位の決定方法】

左記の指数一覧から該当する基本指数と調整指数により計算する。

例) 就労理由 (父正社員、母パート 週5日6時間の就労、在園きょうだいあり)
 基準指数7点 (週5日以上1日6時間就労: A) + 調整指数2点 (兄妹がすでに入所: B)
 = 調整指数計9点

入園調整は、指数の高い世帯順→保育施設の希望順とし、指数が同点で希望順が同じ場合は、下記Bの優先事項により優先順位を決定する。

【A 入園調整の方法について】

指数に基づいて①～③のとおり園を決定する。

①同一の希望保育施設において、希望順に関わらず、**指数の高い世帯順**に決定する。

例) Aさん (10点の第3希望) と Bさん (8点の第1希望) → Aさんに決定

②同一指数の場合、その保育施設の**希望順が高い世帯**に決定する。

例) Cさん (10点の第1希望) と Dさん (10点の第2希望) → Cさんに決定

※指数・希望順がすべて同じ条件の場合は、次のとおり優先順位を決定する。

【B 入園調整指数が同点で施設希望順位も同じ場合の優先度について】

指数が同点で希望順位も同じ場合は次の順で優先順位を決定する。

①保護者が市内保育施設等に勤務する保育士・幼稚園教諭を優先

保育士等の人材確保、育成や就業継続による全体へのメリット等の観点から、保育士、幼稚園教諭、保育教諭の子どもの利用に当たって配慮する。

②基本指数が高い世帯を優先

基本指数と調整指数で同点の場合は、基本指数が高い (就労時間・日数が多いなど) ものを優先とする。基本指数で並んだ場合は、月あたりの就労時間が長いものを優先とする。

③母親の勤務地要件

母親の勤務地が遠方で、通勤時間の関係で希望園以外の保育園の通園が難しい (希望園以外だと開所時間を超えてしまう) と判断できる場合は優先とする。

④同居祖父母 (同一住所含) がいない世帯、養育する小学生以下の人数が多い世帯を優先

⑤住民税額 (世帯収入) が低い世帯を優先する。

保育園等は、児童福祉法に基づく福祉施設・事業のため、住民税額が低い世帯を優先とする。

【現状の指数の課題】

■基本指数

- ①10点満点のため、差がつきにくく同点が多いことから、他の要件で優先順位を決定する必要があるため、決定まで時間がかかり、保護者にも決定経緯が分かりにくい (全般)
- ②就労日数、時間の区分けが少ないため、同点が多く、優先順位の決定までに時間がかかる (ア～キ)
- ③就労の場合、非常勤の指数が正規よりも低い、就労時間が同じでも雇用形態で差がある (ウ～キ)
- ④就労の場合、自営協力者の指数が非常勤よりも低い、就労時間が同じでも差がある (シ～タ)
- ⑤農業の面積での指数が外勤者よりも低いこと、面積での指数決定の必要性があるか (ク～サ)
- ⑥就学の指数が一つしかないため、就労の要件と差がある (ム)

■調整指数

- ①ほかに配慮する児童があるか (モ～リ)